

平成 24 年（2012 年）7 月 17 日

札幌市公文書管理審議会

会長 様

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフサイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について（諮問）

札幌市では、公文書の管理の基本的事項と保存期間が満了した市政上重要な文書の永久保存、利用について定めた札幌市公文書管理条例を平成 24 年 6 月 13 日に公布しており、条例の基本的な事項については平成 25 年 4 月 1 日に、永久保存した市政上重要な文書の利用等に関する規定は、利用制度の運用が整い次第、公布から 1 年以内に施行することとなっております。

条例施行後は、条例に基づき公文書を作成、整理、保存、選別、移管、廃棄、永久保存、利用を行うこととなりますが、これら公文書のライフサイクルを通じて公文書の管理、保存、利用等が適切に図られなければならない、条例の施行までに、これらについての施策を策定する必要があります。

については、条例施行後の公文書のライフサイクルの在り方につきまして、様々な見地からの御議論をいただきたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフサイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について